

**「沖縄県農作物種苗生産条例（沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例（案）」に係る  
パブリックコメントの募集結果について**

令和3年10月15日（金）から令和3年11月30日（火）までの期間に「沖縄県農作物種苗生産条例（沖縄県農作物の種苗の生産に関する条例（案）」についてパブリックコメントにより御意見を募集したところ、80の個人、団体等から貴重な御意見を賜り、大変有難うございました。

御意見の趣旨と御意見に対する考え方は次のとおりです。

**御意見に対する考え方**

沖縄県では、種子法廃止に伴い、平成30年4月1日に「沖縄県主要農作物種子生産取扱基本要綱」を定め、これまでと同様の種子生産体制を維持し県内農業に影響がでないように対応してきたところではございますが、県の責務において将来にわたり、生産者へ良質な種苗を安定供給し、生産者が安心して農業に取り組めるようにすることや、品質の高い農作物の安定的な生産及び島野菜等の在来種の収集・保存・継承により、本県農業の持続的な発展に寄与することを趣旨とする「沖縄県農作物種苗生産条例」を制定し、令和4年4月1日に施行することとなりました。

本条例の制定にあたり、広く県民の皆様から貴重な御意見やご要望をいただきましたこと、深く御礼申し上げます。

以下、主な御意見の概要と御意見に対する考え方について、御説明させていただきます。なお、頂いた御意見の内容が重複するものや類似する内容につきましては、御意見の趣旨を損なわない程度に概要としてまとめさせて頂いております。

|   | 主な御意見の概要   | 御意見に対する考え方   |
|---|--|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○沖縄県が本腰を入れて、マイナーな地方在来品種の遺伝資源収集と保存、生産供給体制が構築できる条例になることを要望する。</li> <li>○純粋な島野菜等の在来種を保存のみではなく、未来に残して行く、繋いでいくことが重要だと思う。</li> <li>○種苗は在来種に限りませんが、単に遺伝資源として保</li> </ul> | <p>本条例では、地域で長年栽培されてきた島野菜等の在来種だけでなく、薬用作物などを含む伝統的農作物等の種苗に関しても種が途絶えないように、種苗の継承・保存及び優良な品種の育成などに取り組みます。</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>存すればいいというものでもありません。また種苗が絶滅してしまうことのないよう、守ること、その命をつなぎ続ける種採りを支援することもまた同様に重要なものとなります。</p>  |  |
| 2 | <p>○農業の担い手である農家を明記して下さい。農家の役割をしっかり位置づけることが沖縄の農業の発展につながると考えます。</p> <p>○農業の中心的担い手である農家が挙げられていない。農家の役割を積極的に位置づけることが沖縄農業の発展に繋がる。</p>  | <p>ご指摘のとおり、本条例に農作物の生産者（農家）についての記述がありませんでしたので、第5条第1項に「農作物の生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を用いて農作物の生産を行うよう努めるものとする」、同条第2項に「農作物の生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする」と規定することとしました。</p>                  |
| 3 | <p>○沖縄県の登録品種は農家に負担させず、自家採種できるようにしてください。</p> <p>○沖縄に住民票を有する農家による自家増殖を、原則無許可とする。</p> <p>○県の登録品種においては、農家の方々の経済的な負担がないように、自家採種を自由にさせて下さい。</p> <p>○県が有する遺伝資源（サトウキビ、サツマイモなど）が、引き続き従来と同様に使用できるか否かです。従来通りの使用が可能であることを条例において明言することを求めます。</p> | <p>沖縄県登録品種の自家増殖に関しましては、令和3年10月18日付け県公文書により「県内の生産者は許諾手続き不要とする」として、県から市町村、農業者関係団体へ通知するとともに、ホームページに掲載することで周知を図っているところであります。また、各地区の農業改良普及機関等において随時、周知していくことで十分に対応できるものと考えていることから、この条例には盛り込んでおりません。</p> |
| 4 | <p>○安全で、安心できる作物生産のため、世界的に禁止されている、遺伝子組換え種苗、ゲノム編集種苗の使用禁止。</p> <p>○県が行う種苗事業、県が主権を持つ生物資源に対して「ゲノム編集」を含む遺伝子操作を禁止について、条例の条項に入れること。</p>   | <p>本条例は、将来にわたり生産者へ優良な品種の良質な種苗を安定供給し、生産者が安心して農業に取り組めることや、品質の高い農作物の安定的な生産及び島野菜等の在来種の保存・継承・活用により、本県の農業の持続的な発展に寄与することを趣旨としております。そのため、遺伝子組換えやゲノム編集に関する内容は、本条例</p>                                       |

|  |   |
|--|---|
| <p>○安定的な生産のために農薬や遺伝子組み換え、ゲノム編集などを用いた方法が考慮されているのであればやめてほしいです。長期的にみて必ず人体に被害が出てくると思われます。</p> <p>○県が行う種苗事業、県が主権を持つ生物資源に対して「ゲノム編集」を含む遺伝子操作を禁止すべきです。</p>   | <p>には馴染まないと考えております。</p>   |
| <p>5 ○沖縄県農作物種苗知的財産審議会について審議するのは、専ら農業競争力強化支援法第8条の4による知見の提供に関する事項についてであるとしています。つまり沖縄県が県民の納めた税金等を用いて開発・蓄積した知見を民間種苗業者に提供するか否かについての審議です。</p> <p>上記のように審議対象事項を限定することは、審議会での議論を知的財産の移転の是非に矮小化させる恐れがあります。</p>  | <p>審議会の審議事項については、農業競争力強化支援法に限定せず、民間事業者からの種苗や種苗の生産に関する知見の提供依頼を受けた場合には、審議の対象とすることとしております。</p>   |
| <p>6 ○審議会の委員8人以内では、現場の声が反映されない恐れがある。直接的に農家と身近に接している、JAの営農指導員なども入れて、農家の直接的な意見を受け容れてもらいたい。</p> <p>○審議委員に農家（生産者）を入れるべきである。</p> <p>○「委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員、その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する」としています。上記のことから、「その他知事が適当と認める者」として、農家代表を含めることをご検討頂きたいと思います。</p> | <p>審議会につきましては学識経験者等の専門家を委員とし、現場の状況についても調査を行い、適切な審議がなされるものと考えております。また、審議会の委員につきましては、ご指摘のありましたとおり、生産者（農業者）代表や消費者代表を入れることとし、より充実した審議会とする考えであります。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 7 | <p>○民間への知見の提供については、これをしりぞける権利を審議会に持たせてほしい。</p> <p>○沖縄県が開発した種苗は沖縄県が沖縄の公共財産として知的財産権を保持すべきものであり、民間企業が農業競争力強化支援法8条第4項に基づいて譲渡を求めてきた場合でも、この条例案で審議会を設けて、しっかり調査審議する方針を打ち出したことは高く評価できるものです。民間企業の譲渡要求をしっかりと却下できる権限が審議会には明確に保障されるべきでしょう。ただ、その規定は条例案では十分なされておらず、補強が必要です。</p> | <p>当該審議会は、民間事業者等から種苗や種苗の生産に関する知見の提供依頼を受けた場合、その提供が本県の農業振興に資するかどうかについて調査・審議を行い、適切な判断について知事に意見する諮問機関となっております。知事はその意見を踏まえ、県の施策と照合し、慎重に判断できるものと考えております。</p>  |
| 8 | <p>○審議会が民間会社への販売の権利譲渡が承認された場合でも、県議会で三分の二の賛成により承認を得なければ、権利譲渡は行えないとの条文を追加してください。これは、広く県民に審議の内容を伝え、県民の意向を反映するために有効な方法だと考えます。</p> <p>○条例の変更に伴って、県議会で決議を取る場合は3/4の賛成を前提条件としてください。</p>  | <p>県では、民間事業者等から、品種の育成又は種苗の生産を目的に、県が育成した登録品種等の育種知見の提供依頼を受けた場合、その提供が本県の農業振興に資するかどうかについて調査・審議を行う「沖縄県農作物種苗審議会」を設置し、その審議会の意見を聴いた上で慎重に判断することとしております。</p> <p>なお、審議会は、学識経験者や生産者団体の代表など各分野から委員を選定し、調査・審議を行うものとしており、県議会等での決議を得なくても適切な判断がなされるものと考えております。</p> |
| 9 | <p>○沖縄県が有する知見等に関しては、厳重に管理し、民間に譲渡、提供する場合は、県民住民投票による過半数の賛成を得ねばならないとして欲しい。</p>  | <p>本県における県民住民投票は、「日米地位協定の見直し」及び「新基地建設のための埋め立てに関することについて」の2回のみであり、本県において世論を二分するような重大な決定に関して行われており、投票に際し膨大な予算を有しております。そのため、本案件が当該事項に該当するとは考えておりません。</p> <p>民間事業者等から種苗の生産に関する知見等の提供依</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    |   | <p>頼を受けた際には、審議会にて十分に調査・審議を行った上で慎重に判断することとしております。</p>  |
| 10 | <p>○第3章沖縄県農作物種苗知的財産審議会について<br/>この章での条項、11条以降14条まで審議会の運営に関するものとなっています。通常このような審議会等のフォーマットは審議会等の初招集時に審議承認される「運営規則」の類と思われます。これらは条例での条文中で明記するものなのではないでしょうか？</p>                                      | <p>ご指摘のありましたとおり、審議会の運営に関することについては条例とは別に、規則で定めることと致しました。</p>   |
| 11 | <p>○この条例を制定する根拠はなんなのではないでしょうか？今までと何が違うのかよく分からないし、私の中では種苗法の改正に伴って、各県で独自の種苗に関する条例等を制定する動きの一環だと思っていたのですが、この条例で新しく何が変わるのかが理解できません。今までの状況を、さらに強化するという意味でしょうか？もしそうであれば、具体例が乏しく抽象的すぎて、全く中身がわかりません。</p> | <p>本条例は、県の責務において、将来にわたり生産者へ優良な品種の良質な種苗を安定供給し、生産者が安心して農業に取り組めることや、品質の高い農作物の安定的な生産及び島野菜等の在来種の保存・継承・活用により、本県農業の持続的な発展に寄与することを趣旨としております。</p> <p>また、他県の多くの条例とは異なり、稲・麦・大豆以外の多くの品目も対象とすることや、島野菜等の在来種の保存・継承に加え、それらを活用した優良な品種の育成についても盛り込んでおります。</p> <p>更に、農業競争力強化支援法などにより、民間事業者等からの種苗や種苗の生産に関する知見の提供依頼に対し、「審議会に諮る」仕組みを設け、知見等の管理の徹底を図ることとしております。</p> <p>このように、本条例は沖縄県独自の内容を充実させた、全国でも特徴のある条例となっております。</p> |
| 12 | <p>○予算措置を講ずることを可能とする根拠を条例の中に盛り込んで下さい。<br/>○在来種の収集及び保存のための施設や人材育成に対す</p>   | <p>第8条（財政上の措置）に関して、「努めます」を、「講ずる」に修正できないかという趣旨の御意見かと思いますが、県の予算は、様々な分野の施策を総合的に勘案し</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>る予算措置を入れてください。</p>  | <p>て調整し、編成することとなっておりますので、条例で財政上の措置を義務づけることは難しく、予算について、毎年度特定の分野に一定規模の額を確保するように解される可能性があります。</p> <p>これは、地方自治法第 208 条第 2 項で規定する、「会計年度独立の原則」からも適切でないと考えられることから、本県では条例で財政上の措置を規定する場合、義務づけではなく努力目標としております。</p> <p>また、研究機関などにおいても、技術開発に必要な研究分析機器類の整備や、研究員の資質向上を図るための派遣研修を実施するとともに、県内外の研究機関などと共同研究に取り組むなど、人材育成を図っているところであります。</p> |
| 13 | <p>○学校給食の有機・無農薬栽培作物の安定的供給。<br/>○在来種を守り、生産を拡大していけるように生産者へ補助し、学校給食などにどんどん取り入れていく仕組みを具体的に制定して欲しいです。</p> | <p>本条例は、将来にわたり生産者へ優良な品種の良質な種苗を安定供給し、生産者が安心して農業に取り組めることや、品質の高い農作物の安定的な生産及び島野菜等の在来種の収集・保存・継承により、本県農業の持続的な発展に寄与することを趣旨としております。</p> <p>学校給食への有機・無農薬栽培作物の安定供給などに関する内容は、関係部局にお伝えし、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>   |

今回、上記に関連する様々な貴重な御意見につきましては、部内及び関係部局にお伝えし、今後の施策の参考となるように致しますので、引き続き、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、制定された条例の本文は、沖縄県公報【令和 4 年 3 月 31 日付け号外第 3 号(p24 ~ 27)】に掲載されており、沖縄県公報のホームページで御確認頂けます。